

第201800106811号

平成30年7月23日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部  
水産振興局長 小畑 正一



「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正  
について（協議）

このことについて、下記案件に係る改正をしたいので、貴委員会の意見を求め  
ます。

記

- 1 美保湾の地びき網を新たに加える。
- 2 西部地区の第三種共同漁業権に関する制限条件が付されている漁業の取扱方針を  
改正する。
- 3 操業区域や制限区域を示す線の角度が磁針方位か真方位か明確でないものについて  
記載の整理を行う。
- 4 その他所要の規定の整備を行う。

担 当：水産課漁業調整担当

志村

電 話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

# 漁業の許可又は起業の許可等に関する取扱方針の一部改正について

平成30年8月2日  
水産課

## 1 改正の概要

以下のとおり所要の改正を行う。

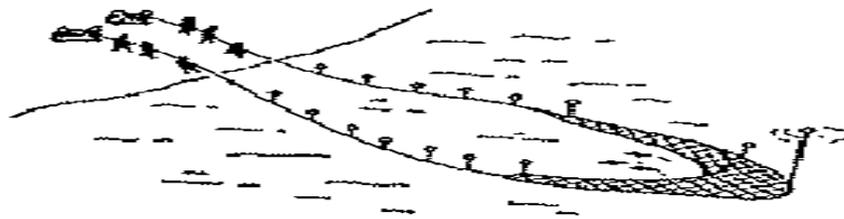
- (1) 美保湾の地びき網を新たに加える。
- (2) 西部地区の第三種共同漁業権に関する制限条件が付されている漁業の取扱方針を改正する。
- (3) 操業区域や制限区域を示す線の角度が磁針方位か真方位か明確でないものについて記載の整理を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

## 2 美保湾の地びき網の漁業権から知事許可漁業への移行

### (1) 地びき網とは

一袋両袖からなる網とひき網とからなる網具を、沖合から引き寄せて陸岸に引き上げて漁獲する漁業をいう。本県では中部漁協及び米子市漁協には第三種共同漁業権、それ以外は知事許可漁業により行われてきた。

(第三種) 地びき網



### (2) 各漁協の漁業権切替に係る免許希望（平成29年9月聞き取り）

漁協名	漁業権行使状況・免許希望
中部漁協	<ul style="list-style-type: none"><li>・行使者数が5者に減少したが、漁場環境は安定しており漁獲量は減少しておらず中部漁協の主要漁業の1つである。</li><li>・現行の条件での免許を希望する。</li></ul>
米子市漁協	<ul style="list-style-type: none"><li>・行使者数が3者に減少し、年間操業日数は漁協全体で12日まで減少した。</li><li>・人工リーフの造成に伴い国交省から補償金を受けて地びき網を止めてきた経緯があり、漁場が縮小し地びき網の実態がなくなっている。</li><li>・前もって砂ならしが必要な漁場は年10回の操業で1万円の水揚げのみ。</li><li>・漁場が縮小しており、操業実態に合わせて漁業権の免許は希望しない。</li><li>・操業を継続する漁業者は、知事許可漁業に切り替えたい。</li></ul>

### (3) 第367回海区漁業調整委員会（平成30年5月10日）

- ・米子市地先の第三種共同漁業権（地びき網）の漁場計画は樹立せず、知事許可漁業へと移行する。
- ・水産課が米子市漁協の地びき網操業実態及び要望を聞き取り、許可取扱方針案を作成し、海区漁業調整委員会で協議して決定する。

### (4) 県と米子市漁協（幹部及び地びき網漁業者3者）との協議（平成30年5月15日）

美保湾内での操業トラブルを避けるため以下の制限条件を設けることとなった。

- ・操業区域：許可者ごとに操業区域を設定する（従前から地区毎に設定されている）。
- ・制限条件：漁具標識の設置、他種漁業の妨害禁止とする。
- ・その他：地びき網操業の漁場の確保、操業トラブルの未然防止のための措置として、操業前日から揚網場所に回転灯を点灯することとする。

### (5) 美保湾の地びき網の取扱方針の改正案

視認しやすい標識及び、発光標識を設置することにより当該漁業の安全及び他船舶の安全航行の確保に配慮した内容であると認め、下記のとおり「漁業許可の許可又は起業の認可に関する取扱方針」を変更する。

なお、当該漁業の操業実態については、近隣漁業者及び遊漁船業者に対する周知を徹底するよう文書で指導することとする。

#### 地びき網（美保湾）

漁業種類	項目	内容
地びき網	使用船舶	—
	操業区域	許可を受ける者ごとに操業区域を設定（操業区域は別に定める。）
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1) 漁具標識の設置 標識として直径40cm以上の浮標を設置しなければならない。浮標は橙色とし、漁具の袋網部、袖網部の左右両側及びひき網部の左右両側にそれぞれ1箇所以上の計5箇所以上に設置する。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあっては点灯等させなければならない。  (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他	〔船舶の安全航行を確保するための措置〕 操業前日には網揚場所に15時から回転灯を点灯する。	

#### 操業区域（地図は別紙1を参照）

##### ・夜見町地先

北緯 35 度 28 分 24.17 秒（世界測地系、以下同じ。）、東経 133 度 18 分 11.27 秒の点から 27 度（真方位、以下同じ。）の線、

北緯 35 度 28 分 30.54 秒、東経 133 度 17 分 53.24 秒の点から 27 度の線  
及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域。

##### ・大篠津町地先

北緯 35 度 29 分 45.87 秒、東経 133 度 15 分 58.2 秒の点から 58 度の線、  
北緯 35 度 29 分 58.99 秒、東経 133 度 15 分 46.47 秒の点から 58 度の線  
及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域。

### 3 第三種共同漁業権に係る制限条件が付されている漁業の取扱方針の改正

#### (1) 米子市漁協からの要望（平成30年5月15日）

これまでの慣行を重視し、西部地区のさより船びき網漁業、阿弥陀川以西の1そうびきいわし船びき網、きすこぎ刺網と美保湾地先で行われている漁業との操業トラブルを避けるため、これら漁業の操業にあたって漁業権者の同意は引き続き必要。制限条件文中の「第三種共同漁業」を「共同漁業」として残していただきたい。

#### (2) 鳥取県漁協景山組合長の意見（平成30年5月25日）

操業トラブルを避けるため、米子市漁協からの要望のとおり改正しても差し支えない。

#### (3) 取扱方針の改正案

西部地区の5トン以下船さより船びき網、1そうびきいわし船びき網及びきすこぎ刺網（阿弥川河口中央と地蔵崎とを結ぶ線以西の海域）が漁業権漁場の区域内での操業の漁業権者からの同意を第三種共同漁業権から共同漁業権に改める。

#### 4 操業区域や制限区域を示す線が明確でないものについての記載の整理

##### (1) 取扱方針の改正案

取扱方針の別表の「操業区域」及び「制限又は条件」において、区域や境界を示す線の角度が磁針方位か真方位か明確でないものについて記載の整理を行う。

##### 用語説明

真北：地図の北（北極を指す）・真方位：真北を基準とした方位

磁針方位：磁北（地磁気の北、磁気コンパスは地磁気の北を指す）を基準とした方位

漁業種類	改正理由	改正案
えびけた網 (制限又は条件)	西部地区（94kW(30馬力)以下)の制限区域を示す線の角度において、磁針方位か真方位か明記されていない。	境港市と米子市の境界線は、漁業者間で共通に認識できるように両市の境界を基点にワダグリとシゲグリを結ぶ線を基準にしており、地図上の角度は真方位 66 度が正しい（別紙 2）。 この両市の境界線及び阿弥陀川からシゲグリに向かう 290 度の線について、海図で確認したところ、双方とも真方位の場合に漁業者が認識している制限区域を示す線と合致する。 以上より制限区域を示す線の角度を全て真方位とする。
かいけた網 (操業区域)	西部地区の制限区域を示す線の角度において、磁針方位か真方位か明記されていない。	えびけた網と同様の理由により操業区域を示す線の角度を真方位とする。
自家用餌料びき網 (操業区域)	制限区域において、境港市と米子市との境界線の角度が磁針方位 66 度となっている。	境港市と米子市の境界線の角度は真方位 66 度が正しいため、真方位に改める。
たいまき刺網 (操業区域)	禁止区域において、境港市と米子市との境界線の角度が磁針方位か真方位か明記されていない。	各地先水面で行われている漁業であり、境港市と米子市の境界線の角度は真方位 66 度が正しいため、真方位とする。
1 そうまきぼら狩刺網 (操業区域)	操業区域を示す線の角度において磁針方位か真方位か明記されていない。	各地先水面で行われている漁業であり、境港市と米子市の境界線の角度は真方位 66 度が正しいため、真方位とする。
さより船びき網 (制限又は条件)	東部地区の制限区域を示す線の角度が磁針方位か真方位か明記されていない。	当該地区の第三種共同漁業権（地曳網）区域内の制限条件であり、第三種共同漁業権の操業区域は真方位で示されているので、真方位とする。
たいこぎ刺網 (操業区域)	操業区域を示す線の角度において、磁針方位か真方位か明記されていない。	各地先水面で行われている漁業であり、境港市と米子市の境界線の角度は真方位 66 度が正しいため、真方位とする。
三重網 (制限又は条件)	鳥取市福部町以東の者に対する制限区域において磁針方位か真方位か示されていない。	本漁業は地びき網漁業との調整から距岸規制がされた経緯があり、地びき網の境界は真方位によるため、真方位とする。

# 夜見

## とっとりWebマップ - 公共施設情報



美保湾



北緯 35°28'30.54  
東経 133°17'53.24

北緯 35°28'24.17  
東経 133°18'11.27

60m

- 河川・海岸
- 空港
- 港湾・漁港・漁場
- 公営住宅
- 農業集落排水
- 治山・砂防
- 道路
- 農道
- 農林
- 水道
- 下水道
- 公園
- 水産

印刷日時 : 2018/05/30 18:46 最終更新日時 : 2018/03/30 16:38  
Copyright 2013 Pref tottori. All Rights Reserved.

○は 沢小屋を中心に半径250mの円

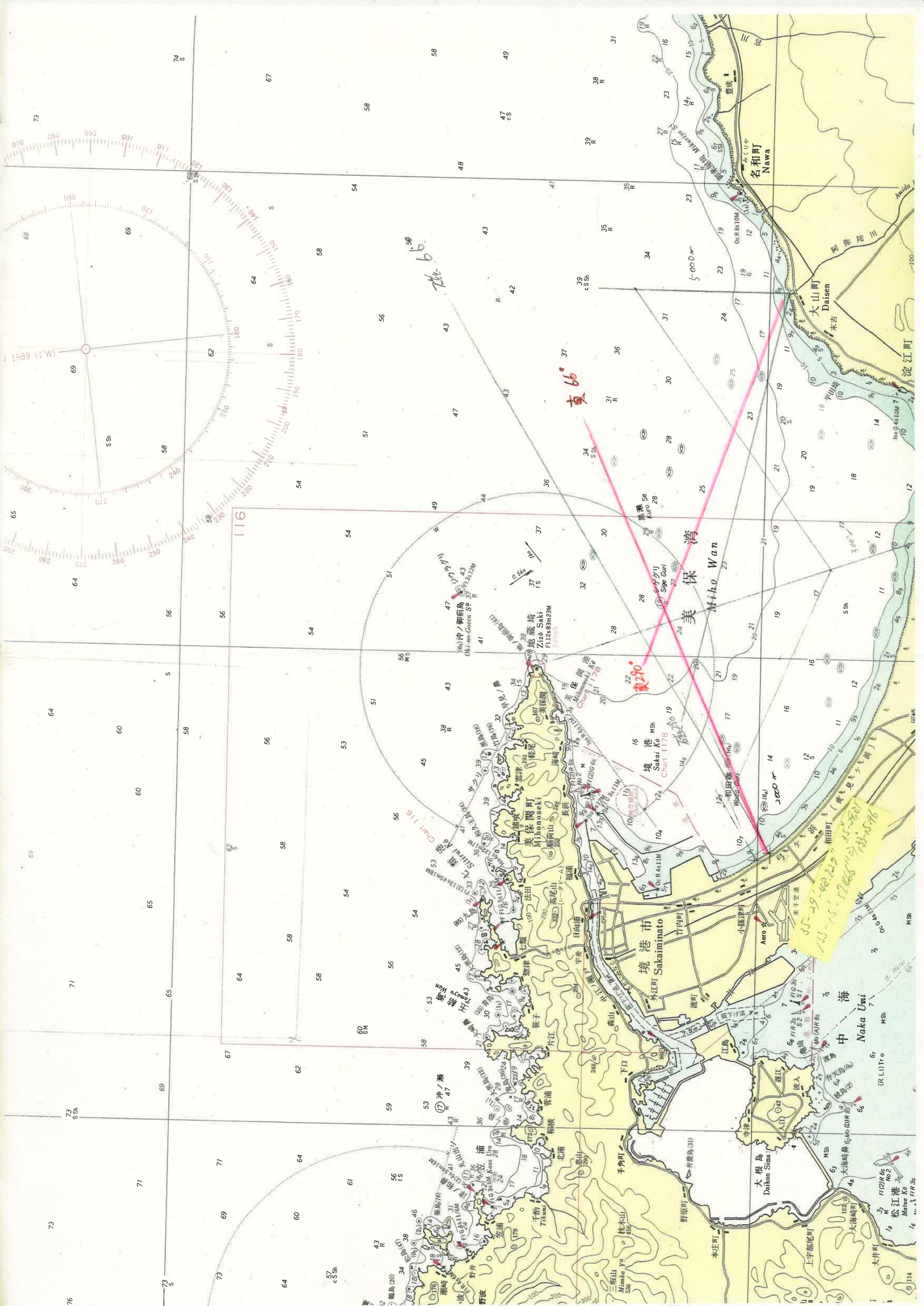
# 大館津

## とっとりWebマップ - 公共施設情報



印刷日時：2018/05/30 18:43 最終更新日時：2018/03/30 16:38  
Copyright 2013 Pref tottori. All Rights Reserved.

○は浜小屋を中心に半径250mの円。



1989 (1'W)

116

真 66°

真 290°

35-29-40.227  
133-15-57.468

73

74 S

67

58

58

49

38 R

19 R

16

15

10

5

3

2

1

100

070 080 090 100 110

68 69

69 70 71

65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

64 65 66 67 68 69 70 71

74 S

71

64

60

61

56

43 R

38

34

31

28

73 SSh

71

69

64

60

61

56

43 R

38

34

31

28

73 SSh

73 S

71

64

60

61

56

43 R

38

34

31

28

76

73 SSh

71

64

60

61

56

43 R

38

34

31

28

114

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

平成30年8月2日  
水産課

1 改正の概要

別表操業区域及び制限又は条件において、以下のとおり所要の改正を行う。

- (1) 美保湾の地びき網を新たに加える。
- (2) 西部地区の第三種共同漁業権に関係する制限条件が付されている漁業の取扱方針を改正する。
- (3) 操業区域や制限区域を示す線の角度が磁針方位か真方位か明確でないものについて記載の整理を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

2 改正案

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1～第7 略			第1～第7 略		
(別表)			(別表)		
1 中型まき網			1 中型まき網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア～ウ 略			ア～ウ 略		
エ もじゃこまき網	使用船舶	略	エ もじゃこまき網	使用船舶	略
	操業区域	略		操業区域	略
	操業期間	略		操業期間	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) 海区第 <u>14</u> 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略		制限又は条件	(1) 略 (2) 海区第 <u>15</u> 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略
その他	[定義] 略 [基本的取組] 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第 <u>14</u> 号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 [許可隻数] 略 [操業日数] 略 [起業の認可の期間] 略 [許可の有効期間] 略	その他	[定義] 略 [基本的取組] 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第 <u>15</u> 号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 [許可隻数] 略 [操業日数] 略 [起業の認可の期間] 略 [許可の有効期間] 略		
2 小型まき網			2 小型まき網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア～イ 略			ア～イ 略		
ウ もじゃこまき網	使用船舶	略	ウ もじゃこまき網	使用船舶	略
	操業区域	略		操業区域	略
	操業期間	略		操業期間	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) 海区第 <u>14</u> 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略		制限又は条件	(1) 略 (2) 海区第 <u>15</u> 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略
その他	[定義] 略 [基本的取組] 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第 <u>14</u> 号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。	その他	[定義] 略 [基本的取組] 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第 <u>15</u> 号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。		

〔許可隻数〕 略  
 〔操業日数〕 略  
 〔起業の認可の期間〕 略  
 〔許可の有効期間〕 略

〔許可隻数〕 略  
 〔操業日数〕 略  
 〔起業の認可の期間〕 略  
 〔許可の有効期間〕 略

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア えびけた網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【東部地区】 略 【西部地区(94kW(30馬力)以下)】 (1) 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上 5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上 3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から 66度(真方位) 2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。 (2) 米子市と境港市との境界から 66度(真方位)の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から 290度(真方位)の線以内の海域においては、5月1日から7月31日までの期間は操業してはならない。 (3)～(5) 略 【西部地区(94kW超 220kW以下(30馬力超 50馬力以下))】 略
イ かいけた網	使用船舶	略
	操業区域	【東部地区】 略 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から 66度(真方位)の線、阿弥陀川河口中央から 290度(真方位)の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道並びに米子市と境港市との境界から 66度(真方位)の線、阿弥陀川河口中央から 290度(真方位)の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)
	操業期間	略
	制限又は条件	略
	その他	略
ウ 自家用餌料びき網	使用船舶	略
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、当該漁業者の住所の所在する漁業協同組合の地先海域

3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア えびけた網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【東部地区】 略 【西部地区(94kW(30馬力)以下)】 (1) 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上 5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上 3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から 66度 2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。 (2) 米子市と境港市との境界から 66度の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から 290度の線以内の海域においては、5月1日から7月31日までの期間は操業してはならない。 (3)～(5) 略 【西部地区(94kW超 220kW以下(30馬力超 50馬力以下))】 略
イ かいけた網	使用船舶	略
	操業区域	【東部地区】 略 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から 66度の線、阿弥陀川河口中央から 290度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道並びに米子市と境港市との境界から 66度の線、阿弥陀川河口中央から 290度の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)
	操業期間	略
	制限又は条件	略
	その他	略
ウ 自家用餌料びき網	使用船舶	略
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、当該漁業者の住所の所在する漁業協同組合の地先海域

	(許可を受ける者ごとに別に定める。) 境港地区については、「境港市と米子市との境界から 66 度(真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦との境界から 180 度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から 87 度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。)」
操業期間	略
制限又は条件	略
その他提出書類	略
その他	略

	(許可を受ける者ごとに別に定める。) 境港地区については、「境港市と米子市との境界から 66 度(磁針方位、以下同じ。)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦との境界から 180 度の線、境港市旧灯台から 87 度の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。)」
操業期間	略
制限又は条件	略
その他提出書類	略
その他	略

4 まき刺網

漁業種類	項目	内容
ア 略		
イ たいまき刺網	使用船舶	略
	操業区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 略 点イ 点アから 66 度(真方位)の線と点ウから島根県松江市地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 略
	操業期間	略
	制限又は条件	略
ウ 略		
エ 1 そうまきぼら狩刺網	使用船舶	略
	操業区域	【中海及び境水道を除く(米子市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から 66 度(真方位)の線以東の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を除く(境港市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から 66 度(真方位)の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	略
	制限又は条件	略
	その他	略

4 まき刺網

漁業種類	項目	内容
ア 略		
イ たいまき刺網	使用船舶	略
	操業区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 略 点イ 点アから 66 度の線と点ウから島根県松江市地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 略
	操業期間	略
	制限又は条件	略
ウ 略		
エ 1 そうまきぼら狩刺網	使用船舶	略
	操業区域	【中海及び境水道を除く(米子市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から 66 度の線以東の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を除く(境港市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から 66 度の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	略
	制限又は条件	略
	その他	略

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さより船びき網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【東部地区】

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さより船びき網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【東部地区】

	(1)～(3) 略 (4) 第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から 358 度 40 分 <u>(真方位)</u> の線、同町と同郡北栄町との境界から 358 度 40 分 <u>(真方位)</u> の線及び最大高潮時海岸線から 1,000 メートルの線に囲まれた海域においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5)略 【西部地区】 (1)～(3) 略 (4) (5 トン以下船 (昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受けているものを含む) の場合) 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5 トン超 10 トン未満船 (昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受けているものを除く) の場合) 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない。 (5)～(6) 略
その他	略

イ 略		
ウ 1 そうび きいわし船び き網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) 共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。  (3)～(7) 略
	その他	略
エ 略		

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きすこぎ 刺網	使用船舶	略
	操業区域	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以西の海域における共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は操業してはならない。

	(1)～(3) 略 (4) 第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から 358 度 40 分の線、同町と同郡北栄町との境界から 358 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 1,000 メートルの線に囲まれた海域においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 略 【西部地区】 (1)～(3) 略 (4) (5 トン以下船 (昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受けているものを含む) の場合) <u>第三種</u> 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5 トン超 10 トン未満船 (昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受けているものを除く) の場合) 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない。 (5)～(6) 略
その他	略

イ 略		
ウ 1 そうび きいわし船び き網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) <u>第三種</u> 共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。  (3)～(7) 略
	その他	略
エ 略		

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きすこぎ 刺網	使用船舶	略
	操業区域	略
	制限又は条件	(1) 略 (2) 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以西の海域における <u>第三種</u> 共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は操業しては

		い。 (3)～(4) 略
イ たいこぎ 刺網	使用船舶	略
	操業区域	【米子市に住所を有する者】 米子市と境港市との境界から 66 度 (真方位) の線、鳥取県日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 【境港地区】 米子市と境港市との境界から 66 度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	略
	制限又は条件	略

		ならない。 (3)～(4) 略
イ たいこぎ 刺網	使用船舶	略
	操業期間	【米子市に住所を有する者】 米子市と境港市との境界から 66 度の線、鳥取県日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 【境港地区】 米子市と境港市との境界から 66 度の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	制限又は条件	略
	その他	略

7～8 略

7～8 略

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア 略		
イ 三重網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【鳥取市福部町以東の者】 (1) 略 (2) 略 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分 (真方位) の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 500 メートル以内は、操業してはならない。 (4) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分 (真方位) の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内は、操業してはならない。 【鳥取市浜坂～阿弥陀川の者】 (1) 略 (2) 略 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分 (真方位) の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は、操業してはならない。 (4) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分 (真方位) の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 500 メートル以内は、操業してはならない。 【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を除く)】 略 【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を含む)】 略
	その他	略
イ～エ 略		

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア 略		
イ 三重網	使用船舶	略
	操業区域	略
	操業期間	略
	制限又は条件	【鳥取市福部町以東の者】 (1) 略 (2) 略 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 500 メートル以内は、操業してはならない。 (4) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内は、操業してはならない。 【鳥取市浜坂～阿弥陀川の者】 (1) 略 (2) 略 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は、操業してはならない。 (4) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から 323 度 40 分の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から 500 メートル以内は、操業してはならない。 【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を除く)】 略 【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を含む)】 略
	その他	略
イ～エ 略		

10～12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	使用船舶	略
	操業区域	【北栄町地先及び美保湾以外】 略 【北栄町地先】 略 【美保湾】 許可を受ける者ごとに操業区域を別に定める。
	操業期間	略
	制限又は条件	【北栄町地先及び美保湾以外】 なし 【北栄町地先】 略 【美保湾】 (1) 標識として直径 40cm 以上の浮標を設置しなければならない。浮標は橙色とし、漁具の袋網部、袖網部の左右両側及びびき網部の左右両側にそれぞれ1箇所以上の計5箇所に設置する。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあつては点灯等させなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他	【北栄町地先】 略 【美保湾】 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕 操業前日には網揚場所に15時から回転灯を点灯する。	

14～15 略

10～12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	使用船舶	略
	操業区域	【北栄町地先以外】 略 【北栄町地先】 略
	操業期間	略
	制限又は条件	【北栄町地先以外】 なし 【北栄町地先】 略
その他	【北栄町地先】 略	

14～15 略

附 則

この改正は、平成 30 年 8 月 10 日に公布し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

## 漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針

### 第1 趣旨

漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する漁業(以下「法定知事許可漁業」という。)及び鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号。以下「規則」という。)第8条各号に規定する漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱いについては、漁業に関する法令及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### 第2 漁業の許可等をしない漁業

規則第8条第7号に規定するかご網漁業のうち、えび類を対象とするものについては、漁業の許可(以下「許可」という。)又は起業の認可はしないものとする。

### 第3 許可又は起業の認可の対象

県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者又は、県が相互に協議した場合において、その決定に基づく者は、許可又は起業の認可の対象となることができる。

### 第4 許可又は起業の認可をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしないものとする。

- 1 知事が漁業調整上又は資源保護上支障がないものと認めた場合を除き、同一人が同種の漁業について2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 2 第3の規定により県が相互に協議決定した場合を除き、本県に登録された漁船以外の船舶を使用する場合
- 3 許可又は起業の認可を受けた者が規則又は漁業に関する法令に違反した場合であって、これに対する行政処分が完了しない間にその者から承継する場合
- 4 起業の認可を受けた者から、規則第27条の規定による相続又は合併以外の事由により、その地位を承継して許可又は起業の認可を申請した場合
- 5 当該漁業の経営が実質上他人の支配するものであると認められる場合
- 6 規則第8条第1号に規定する小型まき網漁業のうちぼらまき網漁業及び同条第2号に規定するまき刺網漁業に掲げる漁業のうちぼらまき刺網漁業並びにたいまき刺網漁業であって、規則第43条に規定する東部海域(鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域)以外の海域を操業区域とするもの及び同条第6号に規定するこぎ刺網漁業のうちたいこぎ刺網漁業、同条第7号に規定するかご網漁業のうちべにずわいがにかにかご漁業及び同条10号に規定するしいらつけ漁業は、当分の間、当該漁業の許可を受けた者が当該漁業の許可の有効期間の満了日到来のため改めて申請をした場合又は当該漁業の許可の有効期間中に当該漁業を廃止したため、相続又は合併以外の事由によりその廃止に基づいて他の者が引き続き当該漁業を営む場合その他これに準ずると認められる場合で、かつ、漁業調整上支障がないと認められる場合以外の場合
- 7 規則第8条第13号に規定するかつら網漁業について、県内の漁業協同組合(生産組合を含む。)でないもの(当該組合の組合員7人以上が共同して行う場合を除く。)が営む場合
- 8 規則第8条第13号に規定するかつら網漁業について、同一漁業協同組合の地区内において2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 9 法定知事許可漁業のうちえびけた網漁業について、次に掲げる許可又は起業の認可の申請がなされた場合
  - (1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線を境にして両海域相互間における承継及び操業区域に係る許可又は起業の認可の変更の申請
  - (2)漁業協同組合に所属しない者が新たに許可及び起業の認可の申請をする場合において、関係漁業協同組合長の同意がない申請
- 10 1から9までに掲げる場合のほか、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めた場合において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて方針を定めた場合

### 第5 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類

- 1 許可等の申請に当たっては、次の表に示す書類を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に定める書類のほか、漁業の許可又は起業の認可の判断に必要な書類の提出を求めることができる。

申請事項 関係書類	申請理由書	共同経営説明書	代表者選定届	代表者変更届	船舶使用承諾書又は船舶解約書又は	戸籍謄本	同意書〔は共同経営者又は共同相続人又〕	定款及び登記簿謄本	廃業届	漁船建造許可指令書写し	許可証又はその写し	認可指令書又はその写し	漁具の規模構造図
許可申請(新規)	○	△	△	△	△			△					○
許可申請(継続)	○	△	△	△	△			△			○		○
許可申請(代船)	○	△	△	△	△			△	○		○		○
許可申請(承継)	○	△	△	△	△			△	○		○		○
起業の認可に基づく許可申請	○	△	△	△	△			△	△			○	○
許可内容変更許可申請	○	△	△	△	△						○		△
許可証書換交付申請	○	△	△	△	△						○		△
相続申請	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
許可証再交付申請	○												
起業の認可申請	○	△	△	△	△			△	△	△			○
起業の認可変更許可申請	○	△	△	△	△			△		△		○	△
起業の認可期間延長許可申請	○									△		○	

※○印は必ず提出、△印は必要に応じて提出

#### 第6 許可又は起業の認可の内容等

第1に掲げる漁業の許可又は起業の認可について、その操業区域、操業時期及び制限又は条件は、別表のとおりとする。ただし、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養を図るため支障があると認められた場合は、その必要に応じて措置するものとする。

#### 第7 中海及び境水道における島根県漁業者についての特例

第1から第6の2までの規定にかかわらず、中海及び境水道の鳥取県海域における島根県漁業者への漁業の許可又は起業の認可等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

(別表)

1 中型まき網

漁業種類	項目	内容
ア きんちやく網	使用船舶	5トン以上40トン未満
	操業区域	【15トン未満船(東部海域(鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域をいう。))】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から7,000メートル以内及び鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【15トン未満船(東部海域以外の海域)】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から5,500メートル以内並びに鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【15トン～20トン船】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から9,000メートル以内及び鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。) 【20トン～40トン船】 鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の海域を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【10トン未満船】 (1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。 (2)使用する船舶の合計隻数は、3隻以内でなければならない。 【10トン以上船】 (1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。 (2)使用する船舶の合計隻数は、5隻以内でなければならない。
イ とびうおまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	5月1日から8月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうまきぼらまき網 2 そうまきぼらまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
エ もじゃこまき網	使用船舶	10トン未満(5トン以上)
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) ※規則第45条による規定により、最大高潮時海岸線から7,000メートル以内禁止。
	操業期間	6月1日から7月31日まで(操業期間のうち23日以内)
	制限又は条件	(1)もじゃこ以外は、採捕してはならない。 (2)海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。 (4)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地：50センチメートル四方で黄色。文字：一文字につき10センチメートル四方以上。)

		(6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	〔定義〕 もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する中型まき網漁業をいう。 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 〔許可隻数〕 中型・小型合わせて7隻以内 〔操業日数〕 操業期間のうち23日以内 〔起業の認可の期間〕 10か月間 〔許可の有効期間〕 1年間

## 2 小型まき網

漁業種類	項目	内容
ア とびうおまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	5月1日から8月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ 1 そうまきぼらまき網 2 そうまきぼらまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ もじゃこまき網	使用船舶	5トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) ※規則第45条による規定により、東部海域では、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内禁止、東部海域以外では最大高潮時海岸線から4,000メートル以内禁止。
	操業期間	6月1日から7月31日まで(操業期間のうち23日以内)
	制限又は条件	(1) もじゃこ以外は、採捕してはならない。 (2) 海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3) 漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 操業中は標識を掲げなければならない。 (布地：50センチメートル四方で黄色。文字：一文字につき10センチメートル四方以上。) (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	〔定義〕 もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する小型まき網漁業をいう。 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 〔許可隻数〕 中型・小型合わせて7隻以内 〔操業日数〕 操業期間のうち23日以内 〔起業の認可の期間〕 10か月間 〔許可の有効期間〕 1年間

## 3 小型機船底びき網

漁業種類	項目	内容
ア えびけた網	使用船舶	5トン以下(220kW(50馬力)以下)
	操業区域	【東部地区】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の距岸600メートル以遠の鳥取県沖合 【西部地区】

	鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
操業期間	<p>【東部地区】 6月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【西部地区】 5月1日から翌年2月末日まで</p>
制限又は条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域においては、距岸2,500メートル以内は周年操業してはならない。</p> <p>(2)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線、東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から正北の線との間の海域においては、1月1日から5月31日まで及び9月1日から同月30日までの期間は、距岸1,000メートル以内、また6月1日から8月31日までの期間は、距岸1,500メートル以内は操業してはならない。</p> <p>(3)東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野との境界から正北の線、東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界から正北の線との間の海域においては、6月1日から8月31日までの期間は、距岸1,500メートル以内、9月1日から翌年5月31日までの期間は、距岸1,000メートル以内は操業してはならない。</p> <p>(4)東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界から正北の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線との間の海域においては、距岸1,500メートル以内は周年操業してはならない。</p> <p>(5)漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上とする。</p> <p>(6)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(94kW(30馬力)以下)】</p> <p>(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000メートルの点、日野川河口中央と島根県松江市地蔵崎突端を結ぶ線上3,000メートルの点、米子市と境港市との境界から66度(真方位)2,000メートルの各点を結ぶ線以内は周年操業してはならない。</p> <p>(2)米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から290度(真方位)の線以内の海域においては、5月1日から7月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(3)船橋両面に次に示す色により幅0.3メートルの色別塗装をしなければならない。(日本塗装工業会色標番号F2-134号だいたい色)</p> <p>(4)島根県松江市地蔵崎と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上とする。</p> <p>(5)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(94kW超 220kW以下(30馬力超 50馬力以下))】</p> <p>(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線上5,000</p>

		<p>メートルの点、同点と鳥取県日野川河口中央から島根県松江市地蔵崎突端を見通す線上3,000メートルの点とを結ぶ線と、阿弥陀川河口中央と地蔵崎突端を結ぶ線との交点、地蔵崎突端を順次直線で結んだ線以内の海域においては、周年操業してはならない。</p> <p>(2)島根県松江市地蔵崎と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か月間に限り、5センチメートル(7節より大きい目合)以上とする。</p> <p>(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
イ かいけた網	使用船舶	<p>【東部地区、西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>—</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>5トン未満(継続許可の場合は、現状トン数とする。)</p>
	操業区域	<p>【東部地区】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線、阿弥陀川河口中央から290度(真方位)の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道並びに米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線、阿弥陀川河口中央から290度(真方位)の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。)</p>
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	<p>【東部地区】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を含む)】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p> <p>(3)中海で操業してはならない。</p> <p>(4)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区(中海及び境水道を除く)】</p> <p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p> <p>(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規許可はしない。</li> <li>・継続申請は従前どおりの操業区域とする。</li> <li>・承継許可は中海及び境水道を除いた操業区域で許可する。</li> </ul>
ウ 自家用餌料びき網	使用船舶	5トン以下(220kW(50馬力)以下)
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、当該漁業者の住所の所在する漁業協同組合の地先海域(許可を受ける者ごとに別に定める。)

	境港地区については、「境港市と米子市との境界から66度（真方位）の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦との境界から180度（磁針方位）の線、境港市旧灯台から87度（磁針方位）の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は除く。）」
操業期間	5月1日から11月30日まで
制限又は条件	(1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)(境港地区は除く)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
その他	〔定義〕 小型機船底びき網を使用して、一本つり漁業の餌であるえびを対象に操業する漁業をいう。 〔許可隻数〕 1漁業協同組合(1支所)3隻以内

#### 4 まき刺網

漁業種類	項目	内容
ア 1 そうまきは まち狩刺網 2 そうまきは まち狩刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1)火光を使用して威嚇してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ たいまき刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 最大高潮時海岸線における米子市と境港市との境界点 点イ 点アから66度（真方位）の線と点ウから島根県松江市地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 最大高潮海岸線における鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央点
	操業期間	7月1日から10月31日まで
	制限又は条件	(1)網目は5センチメートル以上でなければならない。 (2)網肩及びひき網の長さは、それぞれ250メートル未満でなければならない。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ 1 そうまきぼ らまき刺網 2 そうまきぼ らまき刺網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 — 【中海及び境水道を含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。

		(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【中海及び境水道を含む】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して、今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
エ	1 そうまきぼら狩刺網	
	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 － 【中海及び境水道を含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く(米子市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線以東の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を除く(境港市に住所を有する者)】 米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【中海及び境水道を含む】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲内で新規許可をすることができる。

5 機船船びき網

漁業種類	項目	内容
ア さより船びき網	使用船舶	【東部地区(御来屋支所以東の者)】 5トン以下 【西部地区(淀江支所以西の者)】 10トン未満(操業区域に中海及び境水道が含まれる場合は5トン以下。ただし、昭和53年以前から5トン超船で継続許可の場合は、現状トン数とする。)
	操業区域	【東部地区】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く)
	操業期間	11月1日から翌年6月30日まで
	制限又は条件	【東部地区】 (1)網目は2センチメートル以上でなければならない。 (2)網肩の全長は30メートルを超えてはならない。 (3)ひき網の全長は片側30メートルを超えてはならない。 (4)第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜

		<p>町大字宇谷と同町大字宇野との境界から358度40分（真方位）の線、同町と同郡北栄町との境界から358度40分（真方位）の線及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの線に囲まれた海域においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、4月1日から6月30日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(5)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【西部地区】</p> <p>(1)網目は2センチメートル以上でなければならない。</p> <p>(2)網肩の全長は30メートルを超えてはならない。</p> <p>(3)ひき綱の全長は片側30メートルを超えてはならない。</p> <p>(4)（5トン以下船（昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを含む）の場合）共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>（5トン超10トン未満船（昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを除く）の場合）共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、操業してはならない。</p> <p>(5)（中海及び境水道を含む場合）中海で操業してはならない。</p> <p>(6)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】</p> <p>・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。</p>
イ 2 そうびきい わし、あじ 機船船びき 網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	10月15日から翌年5月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)島根県地蔵崎突端から正東の線以北の海域においては、10月15日から10月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
ウ 1 そうびきい わし船びき 網	使用船舶	5トン未満(中海及び境水道のみの場合は10トン未満とする。)
	操業区域	鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
	操業期間	10月15日から翌年3月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)共同漁業権の漁場区域内においては、当該漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。</p> <p>(3)網肩の長さは100メートルを超えてはならない。</p> <p>(4)ひき綱の長さは80メートルを超えてはならない。</p> <p>(5)網船以外の船舶を使用してはならない。</p> <p>(6)島根県地蔵崎突端から正東の線以北の海域及び境水道においては、10月15日から10月31日までの期間は操業してはならない。</p> <p>(7)(中海及び境水道を含む場合は追加)中海で操業してはならない。</p>
	その他	[許可隻数] 5隻以内
エ わかさぎ機船 船びき網	使用船舶	3トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)

操業期間	10月15日から翌年3月31日まで
制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3)碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4)船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 (5)漁具は、網目1センチメートル以上、浮子方の長さ100メートル以内でなければならない。 (6)既設の漁具の周囲50メートル以内の区域では、操業してはならない。 (7)江島大橋南端以北の中海においては操業してはならない。 (8)船舶の航行を妨げてはならない。 (9)他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他提出書類	わかさぎ網手繰網漁業操業実績証明書
その他	〔定義〕 動力漁船(単船)によりわかさぎの魚群を網で打ち回し、船を錨止めした上で網を絞って船上に引き上げ、わかさぎを漁獲する漁業をいう。 〔許可の対象者〕 鳥取県に在住し、中海海域においてわかさぎ網漁業を営んでいた者 〔許可隻数〕 7隻以内

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア きすこぎ刺網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域における第三種共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域は操業してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以西の海域における共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意を得ない場合は、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は操業してはならない。 (3)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (4)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3月1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
イ たいこぎ刺網	使用船舶	—
	操業区域	【米子市に住所を有する者】 米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線、鳥取県日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 【境港地区】 米子市と境港市との境界から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
	操業期間	7月1日から11月30日まで
	制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。

	(2)網目は3センチメートル以上でなければならない。 (3)網地を二重以上にしてはならない。 (4)2隻以上の船舶を使用してはならない。
--	--

7 かが網

漁業種類	項目	内容
ア べにずわいか ご網	使用船舶	旧トン 100トン未満 新トン 100トン未満(旧トンで許可を受けた船が改測された場合は、128トン未満とする。)
	操業区域操業期間	鳥取県沖合(北海道茂津多岬突端から正西(真方位)の線以北の海域並びに、北海道茂津多岬突端から正西(真方位)の線、北緯40度30分以上の東経138度の線、北緯40度30分、東経138度の点と北緯37度30分、東経135度の点を結ぶ線、北緯37度30分、東経135度の点と北緯37度30分、東経134度の点を結ぶ線及び北緯37度30分、東経134度の点と北緯36度、東経134度の点を結ぶ線以東の海域及び外国200海里、日韓共同規制水域を除く。)
	制限又は条件	(1)水深800メートル以浅の海域においては、操業してはならない。 (2)雌がに及び甲幅9センチメートル以下の雄がにを採捕してはならない。 (3)使用するかごの総数は <u>※連</u> 以内で、1連150個以内でなければならない。 (※)50トン以上船9連、50トン未満船6連 (4)漁獲量が別途通知した漁獲割当量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5)使用するかごの網目は、内径15センチメートル以上でなければならない。 (6)かご1連ごとに方50センチメートル以上の赤旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、ボンデン竿の中央より下部に横13センチメートル、縦18センチメートル以上の大きさの木札を付し、旗及び木札には、上から順に県名、連番号、船名及び漁船登録番号を明記しなければならない。 (7)音波浮上式ブイを使用してはならない。 (8)使用船舶の舷側中央部に次に示す色により、幅0.2メートル、長さ10メートルの色別塗装をしなければならない。(日本塗料工業会色標番号：C2-134赤色) (9)別に示す様式により、翌月7日までに漁獲成績を知事に報告しなければならない。ただし、累積漁獲量が漁獲割当量の90パーセントに達した後は、水揚げごとに報告しなければならない。 (10)漁獲物等陸揚港は、境港に限る。 (11)(50トン以上の船舶を使用する場合)自船の位置が常に明らかとなる自動記録装置付き船位測定機器を備え付け、操業期間中は常時自船の位置を記録し、当該記録は1年間保管しなければならない。 (12)別に示す様式により、毎日の正午位置を当該日の翌々日(祝祭日、休日に該当する場合はその翌日)までに知事に報告しなければならない。
その他	[許可の対象者] (1)昭和63年3月末現在、当該漁業の許可又は起業の認可	

		<p>を受けた船舶をもって申請した場合</p> <p>(2)従前の許可期間中に操業の実績を有する場合(操業実績を有しない場合、①許可を受ける者が当該漁業を営意する意思を有し、自己所有船舶、漁具等を保有し、常時出漁可能である場合、②許可受有者の経営内容からみて、客観的に当該漁業に着業することが可能と判断される場合、③許可を受ける者の都合以外の事由により操業を抑制していることが明らかである場合はこの限りでない。)</p> <p>(3)鳥取県かにかご漁業組合長の副申書が添付されている場合</p>
イ ふぐかご網	使用船舶	—
	操業区域	<p>【湯梨浜町大字宇谷以东の者】</p> <p>鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以东の鳥取県沖合</p> <p>【湯梨浜町大字宇野以西の者】</p> <p>鳥取県東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合</p>
	操業期間	6月1日から12月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>(2)使用するかごの総数は2連以内で、1連35個以内でなければならない。</p> <p>(3)幹なわの両端に水面上1.5メートル以上の高さに1辺の長さ50センチメートル以上の赤色の旗流し(根拠地、船名及び氏名を記入したもの。)を標識として設置しなければならない。</p> <p>(4)水深15メートル以浅では操業してはならない。</p>
ウ ばいかご網	使用船舶	20トン未満
	操業区域	東経134度22.2分(世界測地系)以西の鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)
	操業期間	6月1日から8月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)えっちゅうばい、つばい、えぞぼらもどき(以下「ばい類」という。)以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>(2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。</p> <p>(3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。</p> <p>(4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。</p> <p>(5)操業期間終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。</p> <p>(6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。</p> <p>(7)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	[許可の有効期間] 1年間
エ かわはぎかご	使用船舶	10トン未満

網	操業区域	鳥取県沖合
	操業期間	周年
	制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。

#### 8 しいらつけ

漁業種類	項目	内容
しいらつけ	使用船舶	—
	操業区域	漁業協同組合(支所)ごとに区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	6月1日から10月31日まで
	制限又は条件	(1)各つけ木の間隔は、それぞれ1,500メートル以上としなければならない。 (2)各つけ木の敷設は、漁場区域の沖出し線と平行に一直線としなければならない。 (3)各つけ木の標識は、つけ木番号(灘側から順次1, 2, 3, ...とする。)と船名を記入し、見やすい場所に設置しなければならない。

#### 9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア 一重網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 — 【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満
	操業区域	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】 鳥取県沖合 【中海及び境水道のみ】 鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から島根県松江市大海崎町大海崎鼻突端を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域は、漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道のみ】 (1)漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】 ・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
イ 三重網	使用船舶	【中海及び境水道を除く】 —

	<p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む】 5トン未満</p>
操業区域	<p>【鳥取市福部町以東の者、鳥取市浜坂～阿弥陀川(賀露本所～御来屋支所)の者】 鳥取県日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【阿弥陀川(淀江支所)以西の者(中海及び境水道を除く)】 鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【阿弥陀川(淀江支所)以西の者(中海及び境水道を含む)】 鳥取県西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合</p>
操業期間	1月1日から12月31日まで
制限又は条件	<p>【鳥取市福部町以東の者】 (1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。 (3)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分(真方位)の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。 (4)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分(真方位)の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内は、操業してはならない。</p> <p>【鳥取市浜坂～阿弥陀川の者】 (1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。 (3)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分(真方位)の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は、操業してはならない。 (4)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から323度40分(真方位)の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内は、操業してはならない。</p> <p>【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を除く)】 (1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。 (3)最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、境港市新屋町3268番地2地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から61度(真方位)3,030メートルの点及び島根県松江市美保関町海崎鼻先端を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。</p> <p>【阿弥陀川以西の者(中海及び境水道を含む)】 (1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県松江市地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没ま</p>

		<p>での間は操業してはならない。</p> <p>(3)最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、中海及び境水道並びに、境港市新屋町3268番地2地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から61度(真方位)3,030メートルの点及び島根県松江市美保関町海崎鼻先端を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。</p> <p>(4)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p>【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】</p> <p>・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。</p>
ウ 磯昼刺網	使用船舶	—
	操業区域	当該漁業者の所属する漁業協同組合(支所)が管理する第一種共同漁業権漁場の区域(操業区域は別に定める。)
	操業期間	3月1日から8月31日まで
	制限又は条件	<p>(1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000メートル以内で、3張り以上使用してはならない。</p> <p>(2)午後7時から翌日午前4時までの間は操業してはならない。</p> <p>(3)人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。</p> <p>(4)もず(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。</p> <p>(5)操業中、網の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。</p>
	その他提出書類	関係漁業協同組合(支所)長の同意書
	その他	【許可の対象者】操業区域に係る第一種共同漁業権を管理する漁業協同組合(支所)長の同意を得た者

#### 10 かつら網

漁業種類	項目	内容
かつら網	使用船舶	—
	操業区域	地先最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の鳥取県沖合で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	6月1日から11月30日まで
	制限又は条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。

#### 11 小型定置

漁業種類	項目	内容
ア ふくろ網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	なし
	その他	・新規許可はしない。ただし、現在許可を受けている者が、廃業等して今後許可を受けない場合は、その範囲で新規許可をすることができる。
イ ます網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで

	制限又は条件	なし
ウ 小型定置網	使用船舶	—
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
	操業期間	許可を受ける者ごとに定める。
	制限又は条件	(1)共同漁業権漁業の操業を妨げてはならない。 (2)当該漁具が敷設されていることが明確に判断できる標識を設置しなければならない。
	その他提出書類	(1)小型定置網設置に関する関係漁業協同組合の同意書 (2)資金調達計画書 (3)経営収支見込み書 (4)漁具敷設位置図並びに敷設図(基点、方位、距離表示等により明示すること)
その他	〔定義〕一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深27メートル以浅のものをいう。 〔漁業種類〕落網、ます網(つぼ網) 〔許可数〕原則、1漁業協同組合(1支所)に1統(漁業調整上、資源保護上支障のない場合であって、接続して敷設され、かつ、各漁具が共同漁業権の漁場内にある2統(親子網)については、この限りでない。) 〔許可条件〕関係漁業協同組合の同意を事前に得ていること。 〔許可の対象者〕漁業協同組合又はその組合員7名以上の共同経営体 〔起業の認可の期間〕10か月間	

## 12 小型いかつり

漁業種類	項目	内容
ア 小型いかつり (県内船5トン以上30トン未満)		別に定める。
イ 小型いかつり (県外船)		別に定める。

## 13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	使用船舶	—
	操業区域	【北栄町地先及び美保湾以外】 東伯郡北栄町以外の地先で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。) 【北栄町地先】 東伯郡湯梨浜町と同郡北栄町との境界から358度40分(真方位、以下同じ。)の線、北栄町と同郡琴浦町との境界から353度40分の線及び最大高潮時海岸線から2,000メートルの線によって囲まれた海域 【北栄町地先】 許可を受ける者ごとに操業区域を別に定める。
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	【北栄町地先及び美保湾以外】

		<p>なし</p> <p><b>【北栄町地先】</b></p> <p>(1) 操業の際は、他船舶の安全航行を確保するため、入網から網をひき始めるまでの間、回転灯を点灯した網船又は監視船を配置しなければならない。</p> <p>(2) 標識として1辺の長さが90センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、左右両側のひき網部については袖網部標識から海岸線に向かって400メートルごとにそれぞれ計2箇所以上設置し、1網の合計が7箇所以上設置することとする。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあつては点灯等させなければならない。</p> <p>なお、袋網部の標識には1本の竿に赤白色旗、右側の袖網部及びひき網部の標識には白赤色旗を、左側の袖網部及びひき網部の標識には赤白色旗を用いるものとする。</p> <p>(3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p><b>【美保湾】</b></p> <p>(1) 標識として直径40cm以上の浮標を設置しなければならない。浮標は橙色とし、漁具の袋網部、袖網部の左右両側及びひき網部の左右両側にそれぞれ1箇所以上の計5箇所以上に設置する。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあつては点灯等させなければならない。</p> <p>(2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
	その他	<p><b>【北栄町地先】</b></p> <p>〔許可の最高限度〕4件</p> <p>〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業時に陸上の小屋に赤白色旗又は赤旗を掲げる。また、網揚場所に回転灯を点灯する。</p> <p><b>【美保湾】</b></p> <p>〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業前日には網揚場所に15時から回転灯を点灯する。</p>

#### 14 すくい網

漁業種類	項目	内容
すくい網	使用船舶	3トン以上10トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)
	操業期間	1月1日から12月31日まで
	制限又は条件	(1) 中海で操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他提出書類	すくい網漁業操業実績証明書
	その他	〔許可の対象者〕鳥取県に在住し、中海海域及び境水道において、すくい網漁業を営んでいた者

#### 15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	使用船舶	—
	操業区域	地先海域(ただし、隣接する漁業協同組合の地先海面において、その同意を得たときはこの限りでない。操業区

	域は別に定める。
操業期間	当該漁業者の所属する漁業協同組合(支所)ごとに別に定める期間(ただし、漁獲物の種類がかきのみの場合、6月1日から8月31日までとする。)
制限又は条件	<p>【漁獲物の種類がかきのみ】</p> <p>(1)かき以外は採捕してはならない。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【漁獲物の種類がかき以外を含む】</p> <p>(1)かきの採捕は、6月1日から8月31日までとする。</p> <p>(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	所属及び関係漁業協同組合(支所)の同意書
その他	<p>〔定義〕潜水器(「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素等を補給する器具(ポンプ、ボンベ等)を具備したものをいう。)を使用して行う漁業をいう。</p> <p>〔許可の対象者〕漁業協同組合(支所)又はその組合員</p> <p>〔許可数〕漁業協同組合(支所)が営む場合を除き、1漁業協同組合組合(1支所)当たり6名以内</p> <p>〔許可の有効期間〕1年間</p>

附 則

- この方針は昭和51年8月1日から適用する。
- 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和41年4月)及び小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和41年7月)並びにまき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和43年5月)は、廃止する。
- この方針施行前にした漁業の許可又は起業の認可は、その漁業の許可又は起業の認可の有効期間中は、この方針に基づいてしたものとみなす。

(以下、略)

附 則

この方針は、平成21年5月20日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年9月18日から適用する。

附 則

この方針は、平成21年10月30日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年10月28日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年2月26日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年8月1日に公布し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年8月10日に公布し、平成30年9月1日から適用する。